

# 提 言 書

「福島県鳥獣保護センターにおける野生動物救護の指針」

平成19年12月26日

福島県鳥獣保護センター運営検討委員会

# 目 次

1 .	はじめに .....	1
2 .	福島県鳥獣保護センターの役割 .....	2
3 .	福島県鳥獣保護センターにおける野生動物救護の指針	
	( 1 ) 救護活動の目的と内容 .....	3
	( 2 ) 実施内容 .....	3
	( 3 ) 動物種別の救護対応方針 .....	3
	( 4 ) 野生復帰の方法及び野生復帰不能個体の取扱い等の基準 .....	4
	( 5 ) 人と動物の共通感染症対策 .....	5
	( 6 ) 重油流出事故や野生動物の高リスク感染症等への対応 .....	5
	( 7 ) 科学的データの収集・蓄積と評価・解析 .....	5
	( 8 ) 人材の確保・育成と活用 .....	5
	( 9 ) 補足 .....	6
	別表 野生動物救護フロー .....	7
	福島県鳥獣保護センターにおける野生動物救護のフロー .....	8
4 .	その他	
	福島県鳥獣保護センター運営検討委員会設置要綱 .....	9
	会議経過 .....	1 1

## はじめに

福島県鳥獣保護センターは、県内唯一の野生動物専門の治療施設として、県内各地から寄せられる野生動物の治療及び野生復帰などの救護を行っていますが、近年、自然保護に関する意識の高まりから、鳥獣保護センターに搬送される野生動物の件数が増加しています。

また一方で、社会経済の進展に伴う都市化や開発の進行によって野生動物の市街地への出没等による人とのあつれきが深刻化するなど、野生動物を取り巻く環境は大きく変化しています。

このため、鳥獣保護センターには、野生動物の救護の充実とともに、これを通じた救護原因の究明、環境モニタリング、環境教育の推進等により、人と野生動物との共生及び生物多様性の保全に貢献していくための中心的な施設としての期待が高まっています。

このようなことから、鳥獣保護センターが、県民の期待に応えられる施設としてその機能を十分に発揮できるよう、運営のあり方等について、平成18年1月から約2年間にわたり検討を行ってきました。

この提言は、検討会での議論に基づき、鳥獣保護センターにおける救護の基本的な考え方及び手続きと、救護を通じて行われることから新たな機能として位置付けた調査研究(救護原因の究明、環境モニタリング)、環境教育(命の尊厳についての啓発)、緊要な課題への対応(野生動物の保護管理施策の推進)に関する基本的な考え方を、併せて「福島県鳥獣保護センターにおける野生動物救護の指針」としてまとめたものです。

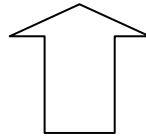
今後、指針を踏まえ野生動物に関わる多様な主体が密に連携を図りながら、福島県鳥獣保護センターにおける人と野生動物との共生、及び生物多様性の保全に向けた取組を一層充実していくことを期待し、提言します。

# 福島県鳥獣保護センターの役割



人と野生動物との共生  
生物多様性の保全

【指針：1】



福島県鳥獣保護センターにおける野生動物救護の指針

## 野生復帰機能



傷病野生動物、困難に遭遇した野生動物の治療・野生復帰  
【指針：2全文,3,4,5,6,8,9】

### 調査研究機能

救護原因の究明  
環境モニタリング

【指針：2(1)(2),7,8,9】

### 環境教育機能

命の尊厳についての  
啓発

【指針：2(3),8,9】

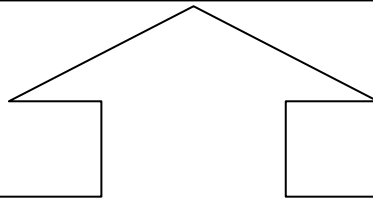
### 重要な 課題への対応

野生動物の保護管理  
施策の推進

指針【7,8,9】

(注)：上記4つの機能は、野生復帰機能を中心としつつ、全て相互に関連している。

⇨ 行政と民間(NPO等)との役割分担と連携を通じてこれらの機能を発揮



## 福島県 第十次鳥獣保護事業計画(抜粋)

鳥獣保護センターでは、野生動物の救護に関してさまざまな機会を捉え情報発信を行うことにより、命の尊厳に関する環境教育に貢献するとともに、野生動物の救護を行うボランティアの育成、野生動物救急救命ドクターへの救護技術の支援、救護原因の究明や保護管理に関する調査研究等の活動を行っている。

本計画においても、引き続きこれら活動の充実を図っていくこととする。

## 福島県鳥獣保護センターにおける野生動物救護の指針

### 1 救護活動の目的と内容

野生動物は生態系の重要な構成要素である。人と野生動物が共存していく上で、野生動物を救護することは道義的な行為であるとともに、生物多様性の保全に貢献するものである。

このため、鳥獣保護センターでは福島県獣医師会、大学等関係機関と連携し、野生動物の救護を実施するとともに、その充実を図るために、救護原因の調査研究、環境モニタリング、環境教育への貢献等を行うこととする。

### 2 実施内容

野生復帰を目的として、傷病野生動物はもちろんのこと、困難に遭遇した野生動物の救護を行う。

また、初期治療については福島県獣医師会が公益事業として実施している野生動物救急救命ドクター（以下「ERドクター」という。）等と連携し、救命率、野生復帰率の向上に努める。

なお、救護の過程において、回復しても後遺障害が著しい場合や、回復が見込めない場合には、動物福祉の観点から終生飼養や安楽死を選択する。

#### (1) 救護原因の調査研究

救護原因の究明は、生物の多様性を保全し自然との共生を推進するうえで不可欠である。このため救護原因の分類、発生メカニズムの解析、再発防止策の検討等に努める。

#### (2) 環境モニタリング

環境モニタリングはあらゆる救護原因に対してその傾向を監視することであり、生物多様性の保全、人にとって安全・安心な環境の保全のため必要不可欠な情報を提供するものである。

野生動物救護活動を通じて獣医師の専門的知見や技術を生かしたモニタリングを実施するとともに、専門機関とのネットワークにより多分野、多項目に渡る環境モニタリングに努め、大量死、有害捕獲個体などからも採材できるような協力体制やシステムの構築を行うものとする。

#### (3) 環境教育の推進

鳥獣保護センターにおける環境教育の提供は重要な使命の一つであることから、野生動物の救護をとおして、生物多様性の保全と環境倫理、動物福祉と生命倫理の重要性を伝えることで、直面する諸問題の解決への活動を推進する。

また、鳥獣保護センターの活動を支援することを目的とした、救護ボランティアの育成や、ERドクターへの技術研修等を実施する。

### 3 動物種別の救護対応方針

野生動物の救護については、別紙「野生動物救護フロー」(P7)により取り扱うこととするが、特に希少種及び外来種については次の点を考慮する。

#### (1) 希少種

希少種(「鳥獣保護法」、「種の保存法」、「文化財保護法」に定められた種及びレッドデータブック掲載種)については、それぞれの法に基づき事前の捕獲許可あるいは事後の捕獲報告等を行うなど適切な手続きを行い、必要に応じて関係機関と協議の上、救護を行う。

野生復帰が不可能な個体については、保護対策を進める上で必要な繁殖、研究若しくは教育のための活用を行う。

## (2) 外来種

### ア 特定外来生物

特定外来生物については生態系からの駆逐を推進するという外来生物法の趣旨から、傷病野生動物として緊急にやむを得ず鳥獣保護センターに搬入された場合には、適切な処分を行う。

### イ その他の外来種(外来生物法に規定する未判定外来生物・種類名証明書の添付が必要な生物、要注意外来生物)

その他の外来種については、侵入状況等の情報収集に努める。

## 4 野生復帰の方法及び野生復帰不能個体の取扱い等の基準

### (1) 野生復帰の基準

野生復帰の基準については次のとおりとする。

収容時の傷病への治療が必要なく、明らかな回復を示している。

その動物種の性別、年齢、生息地域、季節にふさわしい体重であること。

生存するのに十分な被毛あるいは羽毛があること。

生存するのに必要な運動能力を示すこと。

生存するのに必要な警戒心を示すこと。(不適切順応がない)

自力による採食行動を示すこと。

野生復帰は生物多様性の保全が大原則であることから、遺伝子攪乱の恐れがないよう、原則として発見救護された場所で行う。

なお、治療の際に使用した抗生物質によって耐性菌が生じ、人と環境に悪影響を及ぼす恐れがある場合には、野生復帰を制限する。

### (2) 野生復帰不能個体の取扱い

鳥獣保護センターの獣医師の診断の結果、野生復帰不能個体と判断された場合には、次の選択を行うこととする。

#### 鳥獣保護センターでの終生飼養

野生動物の専門施設である鳥獣保護センターは、長年にわたって培った飼養のための知識や技術を有している。このため、野生復帰不能個体と判断された場合は、動物福祉の観点も踏まえ、動物種ごとに終生飼養の適否を検討する。

#### 安楽死の選択

次の基準により安楽死を選択することを検討する。

基準1：医学的に診て回復の見込みが無く、死が迫っており、しかも死に至るまでにかなりの苦痛を伴うと診断した場合

基準2：障害が高度のため、次第に生活の質(QOL: Quality of Life)が低下し、それにより心身の苦痛を伴うと診断した場合

基準3：その他、法律等の定めにより必要な場合

なお、安楽死の実施にあたっては、命の尊厳を最重視するとともに、麻酔薬等を用いて苦痛を与えないよう最大限の配慮を行う。

また、安楽死させた個体については、病理解剖を実施し、環境汚染物質等の調査分析のためのデータの収集・蓄積を行う。

## 5 人と動物の共通感染症対策

### (1) 救護個体に対する病原微生物のモニタリングと検疫

救護個体に対して感染症の有無の確認に努め、次のとおり対応する。

救護者が共通感染症に感染することを防止する。

救護施設に収容されている他の動物が感染することを防止する。

野生復帰により、自然界に病原体が散布されることを防止する。

救護動物が収容施設で救護者から共通感染症に感染しない対策を実施する。

救護する際の感染症予防のため防疫についての普及啓発を実施する。

### (2) 野生動物からの感染症対策

野生動物がどのような微生物を保有しているかをモニタリングし、次のような感染症対策を行う。

救護個体から人に感染する恐れのある場合には、ホームページ等を活用し共通感染症予防について普及啓発する。

救護ボランティア等に対しては、一般県民より濃密に野生動物に接することから、具体的な衛生管理の研修を行う。

E R ドクター等の獣医師に対しては、最新の共通感染症の診断と治療についての研修を行う。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第13条第1項に基づく届出の基準等を遵守し、それら病原体が確認された場合は、保健所等関係行政機関に報告し指示を仰ぐ。

## 6 重油流出事故や野生動物の高リスク感染症等への対応

重油流出事故や野生動物の高リスク感染症が発生した場合等に備え、対応マニュアルの整備に努める。

## 7 科学的データの収集・蓄積と評価・解析

野生動物の保護管理施策の推進及び生物多様性の保全への貢献を目的として、救護中に死亡した個体及び有害捕獲個体から検体を採取し、病理学的情報、遺伝子情報、さらには有害物質や重金属等環境汚染物質等についてのデータ収集・蓄積を行い、サンプルライブラリーとする。

特に、緊要な課題となっている市街地等への野生動物の出没原因の究明に資するため、検体を採取し、解析・評価するとともに、必要に応じて追跡調査を実施する。

## 8 人材の確保・育成と活用

鳥獣保護センターがその役割を十分に果たすため、必要な人材の確保・育成、及び活用に努めるとともに、鳥獣保護センターの活動を支援することなどを目的として、必要に応じて野生復帰及びその評価、生息環境の監視等に関わるワイルドライフナチュラリスト、傷病野生動物の搬送や困難な状況での保護に携わるレスキュー、野生復帰訓練中の野生動物を看護するリハビリテータ、野生動物の生態等を分かりやすく伝えるインタープリター、誤認保護など本来人間が手を出すべきではない事例を対話を通して解決し

ていくネゴシエータ等の確保・育成と活用に努める。

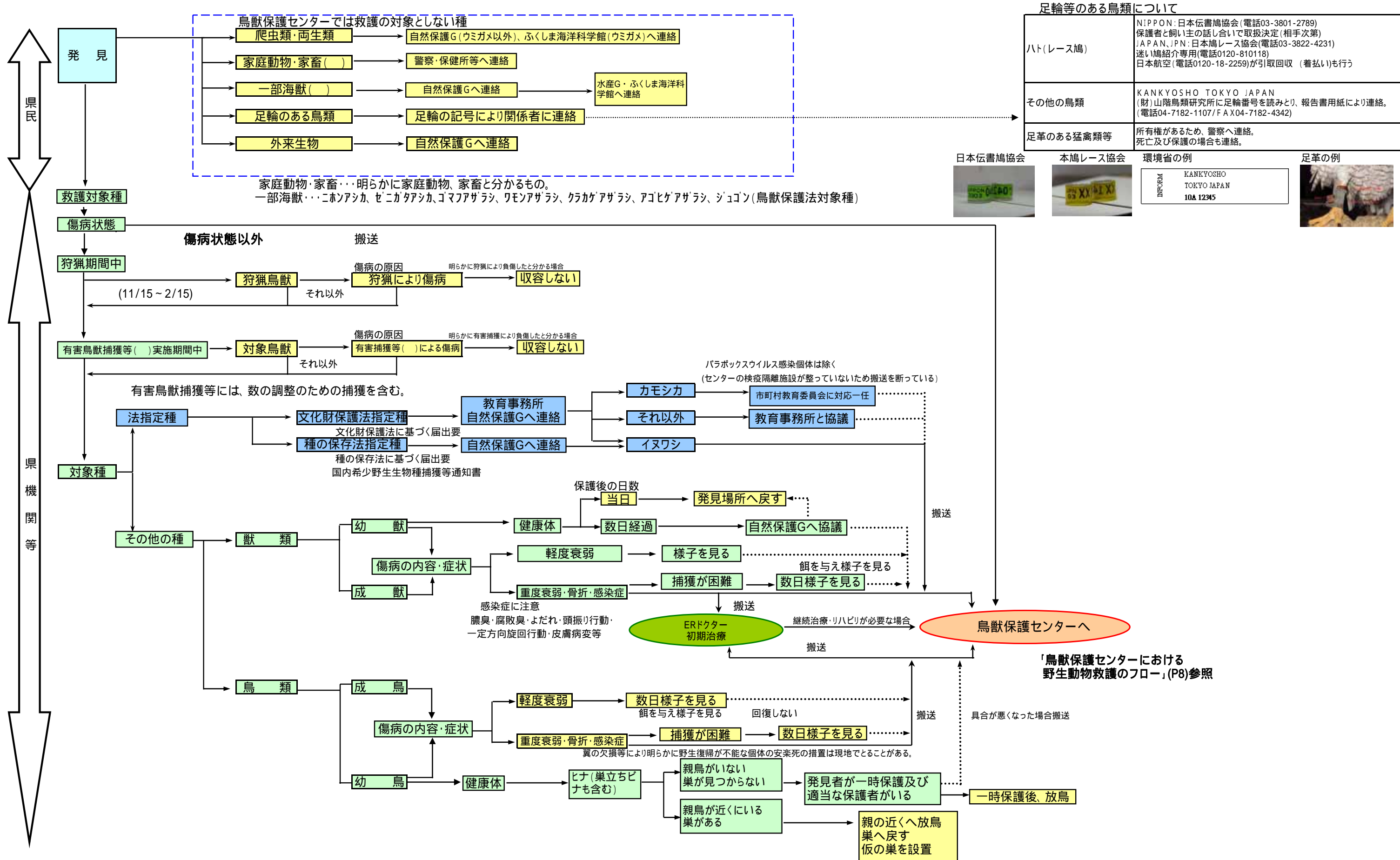
9 補足

この指針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

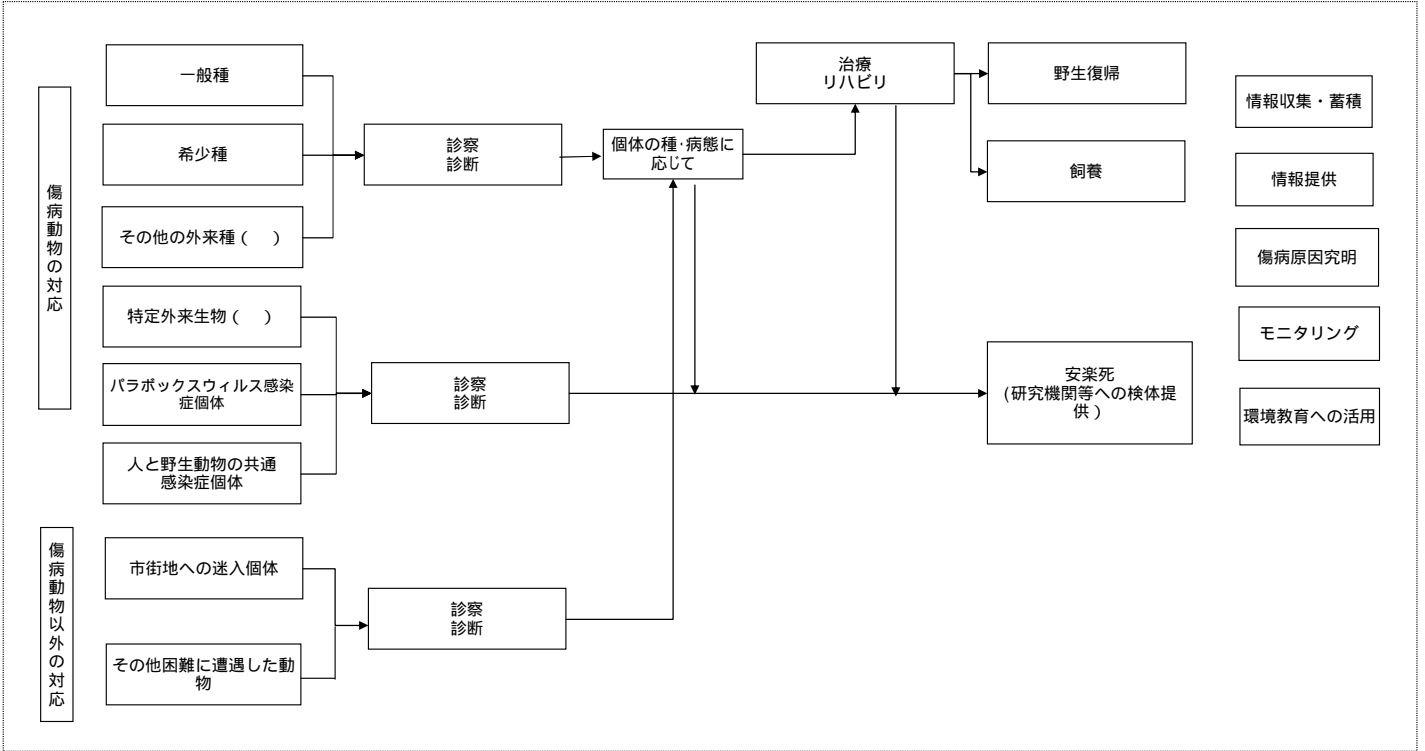
附則

この指針は、平成 年 月 日から施行する。

# 野生動物救護フロー



福島県鳥獣保護センターにおける野生動物救護のフロー



緊急にやむを得ず搬入された場合

# 福島県鳥獣保護センター運営検討委員会設置要綱

## 1 目的

福島県鳥獣保護センターは、県内唯一の野生動物専門の施設として、県内各地から寄せられる傷病野生鳥獣の救護を行っているが、近年、自然保護思想の高まりから、鳥獣保護センターに搬送される傷病鳥獣の件数が増加する一方で、野生鳥獣と人とのあつれきが多発するなど、野生鳥獣を取り巻く環境は大きく変化している。

このため、鳥獣保護センターには、野生動物の救護のみにとどまらず、野生動物と人との共生を考えるための中心的な施設としての期待が高まっている。

このようなことから、鳥獣保護センターが、県民の期待に応えられる施設としてその機能を十分に発揮できるよう、運営等に関して、提言を行うための鳥獣保護センター運営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## 2 構成

- (1) 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- (2) 委員は、生活環境部長が委嘱する。
- (3) 委員の委嘱期間は、委嘱の日から2年とする。

## 3 検討事項

委員会は以下の事項について検討を行う。

- (1) 鳥獣保護センターの運営について
  - ア 救護の対象としない鳥獣の検討
  - イ 飼養している鳥獣の取扱い
  - ウ 施設の公開等、活動状況の普及啓発
- (2) 傷病鳥獣の救護マニュアルの検討について
- (3) その他、鳥獣保護センターに関し必要な事項について

## 4 運営

- (1) 委員会は、生活環境部長が招集する。
- (2) 委員長は、環境共生領域総括参事とする。
- (3) 委員長は、委員会を主宰する。
- (4) 委員長は、必要があると認める場合、委員以外のものに委員会への出席を求めることができる。
- (5) 委員長は、指名により職務代理者を置く。

## 5 事務局

委員会の事務局は、生活環境部環境共生領域自然保護グループに置く。

## 6 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が決定する。

## 附則

この要綱は、平成17年11月30日から施行する。

(別表)

氏 名	所 属 等
落合 良二	特定非営利活動法人 ふくしまワイルドライフ市民&科学者フォーラム理事長
木村 吉幸	福島大学人間発達文化学類教授
坂本 禮三	福島県獣医師会 会長
羽山 伸一	日本獣医生命科学大学准教授
溝口 俊夫	福島県鳥獣保護センター 所長
山口 千津子	日本動物福祉協会
河津 賢澄	福島県環境共生領域総括参事

## 会議経過

回	開催日	内 容
第 1 回	平成 1 8 年 1 月 3 0 日	委員の委嘱 福島県鳥獣保護センターの運営について
第 2 回	平成 1 8 年 3 月 1 4 日	福島県鳥獣保護センターにおける野生動物救護の指針（案）について
第 3 回	平成 1 8 年 8 月 2 9 日	福島県鳥獣保護センターにおける野生動物救護の指針（案）について
第 4 回	平成 1 9 年 7 月 2 5 日	福島県鳥獣保護センターの各機能について 福島県鳥獣保護センターにおける野生動物救護の指針（案）について
第 5 回	平成 1 9 年 1 0 月 2 2 日	鳥獣保護センターの機能別取り組み例 福島県鳥獣保護センターにおける野生動物救護の指針（案）について 検討委員会の取りまとめ方